



2022年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社アールプランナー  
代 表 者 名 代表取締役社長 梢 政 樹  
(コード番号：2983 東証マザーズ・名証第二部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 舟 橋 和  
(TEL. 052-957-5860)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を2022年4月26日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めるものです。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 定款の変更内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	< 削 除 >

<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置を取る事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(附則)</u>  <u>第1条 変更前定款第17条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定時株主総会開催日：2022年4月26日

定款変更の効力発生日：2022年4月26日

(注) 上記の内容につきましては、2022年4月26日開催予定の第19回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上